

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」

フォローアップ会合の議論のとりまとめ

平成 27 年 6 月 24 日

はじめに

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「地震保険PT」。）は、東日本大震災を踏まえ、地震保険制度の見直すべき点について検討を行うため、平成 24 年 4 月に財務省に設置され、12 回の議論を経て同年 11 月に報告書（以下「地震保険PT報告書」。）をとりまとめた。

地震保険PT報告書においては、その総論において、「現行制度は、総じて東日本大震災でも有効に機能したと評価し得るものである。現行制度の基本的枠組みは維持しつつも、安心の拠り所としてより良いものとなるよう所要の見直しを行うべきである。」としつつ、今後の地震保険制度の見直しに向けた諸課題を整理した。

地震保険PT報告書の公表から概ね 1 年が経過した平成 25 年 11 月より 3 回にわたり地震保険PTフォローアップ会合を開催し、地震保険PT報告書で整理された課題をめぐり状況等を確認し、これまでに対応済みの課題を確認するとともに、損害保険業界において引き続き対応を検討している課題については進捗状況を確認し、座長総括を行った。

座長総括においては、「損害査定の簡素化」、「損害区分の細分化」、「マンション付属物の損害査定」といった課題を中心に討議するため、改めてフォローアップ会合を開催することとしていたが、今般これらの課題に関する損害保険業界の検討が進んだことから、平成 27 年 2 月にフォローアップ会合を再開し、第 4 回以降 7 回にわたりこれらの課題に関して討議を重ねてきた。

本とりまとめは、「損害査定の簡素化」、「マンション付属物の損害査定」、「損害区分の細分化」、「地震保険料率」の 4 つの論点について、フォローアップ会合での討議の成果をとりまとめたものである

損害保険業界、損害保険料率算出機構、金融庁、財務省などの関係者においては、本とりまとめを踏まえ、検討を進めることを期待したい。

I. 損害査定の簡素化

(地震保険PT報告書での整理)

首都直下地震や南海トラフの巨大地震においては、東日本大震災の数倍の件数の損害査定が必要となると見込まれ、従来の手法では査定の迅速性が確保できない可能性がある。

この点については、巨大地震とそれ以外の多くの中小規模地震とで、損害査定方法等において異なった取扱いとすることが考えられる。異なった取扱いを義務付けることは、両者の間の線引きが困難なため適当ではないが、通常取扱いでは対応できないような事態が生じた場合のオプションとして特別な査定方法を用意しておけば、いざというとき対応不可能となるような事態は回避できると考えられる。実際、東日本大震災に際しては、航空写真による損害査定が行われた。この他のオプションとして、例えば、まずは写真判定を含む簡便な査定方法に基づいて仮払いを行っておき、最終的な保険金の額は精査の上確定させるというような手法が考えられる。このような手法が実施できれば、査定の迅速性の課題に対応できる。

首都直下地震等の巨大地震に際しても査定の迅速性を確保できるよう、損害保険業界において、東日本大震災の経験も踏まえて、巨大地震を想定した新たな損害査定の手法について速やかに検討することを求めたい。

(地震保険PTフォローアップ会合第3回会合の座長総括での整理)

2. 実現に向けて検討中の課題

(損害査定の簡素化)

- 「損害査定の簡素化」については、以下の観点からの検討もあわせて損害保険業界において検討を行うことが必要である。
 - ・簡素化案の実施により、査定の迅速化にどの程度の効果があるか定量的な観点からの検討。
 - ・損害認定の適切性と損害査定の迅速性を両立させるという観点から、仮払いの実施の可能性を含めて検討。
 - ・立会調査の業界共同取組は大規模地震発災時の迅速な保険金の支払のための一つの方法である。今後の共同調査の拡大に向けた検討を行った上で、実効性のある共同取組の仕組みについて、顧客のニーズも踏まえて検討。

大震災発生時には、発災後2ヶ月程度で事故受付件数が膨大なものとなるため、このようなピーク時の負荷を軽減して効率的に損害査定を行い、迅速な保険金支払いを実施する必要がある。

したがって、立会調査を省略ないし効率化することにより、損害査定の迅速化を図る必要があることから、そのための特別な査定方法（オプション）として具体的に考えられる方策の検討状況や、こうした方策の実施による損害査定の迅速化への効果の定量的な試算等について、損害保険業界から検討状況を聴取し、議論した。

(1) 自己申告方式の拡大、モバイル端末・電話ヒアリングの活用

①具体的な査定方法（オプション）案

大震災発生時において損害査定を迅速化させるためのオプション（以下「損害査定 の簡素化」。）として、「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」、「モバイル端末による現場立会調査方式の新設」、「電話ヒアリングによる方式の新設」の3つの方策が考えられるとの報告が損害保険業界からあった。

(注)具体的な査定方法の概要や効果

- ・ 「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」とは、被保険者の自己申告書による被害状況申告（写真添付）に基づいて損害査定を行い、保険金を支払うものである。東日本大震災では木造（在来軸組工法）、生活用動産（家財）を対象に「一部損」の認定までの範囲で実施していた本方式について、対象を全ての構造に拡大し、かつ、半損まで認定するものである。

この実施により、立会調査を省略することができるため、損害査定に要する時間を短縮する効果が見込まれる。

- ・ 「モバイル端末による現場立会調査方式の新設」とは、損害認定を行う調査人がタブレット端末で被害程度の記録や写真撮影等を行い、電子的に地震保険損害調査書を作成するものである。

この実施により、地震保険損害調査書の作成時間を短縮する効果や、計算や記入のミスを防ぎチェック等の工程における負荷を軽減する効果が見込まれる。

- ・ 「電話ヒアリングによる方式の新設」とは、震度や建物種別等から該当可能性の高い損害区分を推測し、電話ヒアリングで損害状況を確認して損害査定を行うものである。

この実施により、立会調査を省略することができるため、損害査定に要する時間を短縮する効果が見込まれる。

②損害査定 の簡素化 の効果

損害保険業界において、実施に向けた検討が進んでいる「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」と「モバイル端末による現場立会調査方式の新設」の実施により損害査定 の迅速化にどの程度の効果があるのか定量的な試算を行ったところ、両方の簡素化策を実施した場合には、実施しない場合よりも事故受付件数に対する調査完了率（以下「事故受付対完了率」。）が80%に達する時点が24%程度（※）早くなるとの結果が示された。

また、定量的な試算に織り込んでいない「電話ヒアリングによる方式の新設」についても、現場立会調査を省略することができるため、損害査定に要する時間を短縮する効果が見込まれる。

(※)「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」「モバイル端末による現場立会調査方式」
それぞれの簡素化効果

損害状況申告（自己申告）方式の拡大：▲20%程度

モバイル端末による現場立会調査方式：▲7%程度

(注) 損害査定の迅速化効果の試算方法

損害保険業界では、自然災害の保険金支払いの収束を、事故受付対完了率が80%に到達する時点とすることが一般的であることから、事故受付対完了率が80%に到達するまでに要する日数を指標として効果を試算している。

③今後の方向性

「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」と「モバイル端末による現場立会調査方式の新設」については、損害査定の迅速化に効果があることが定量的に示されている。

また、定量的な効果が示されていない「電話ヒアリングによる方式の新設」についても、立会調査を省略することができるため、損害査定に要する時間を短縮する効果が見込まれる。

したがって、これら3つの方策については実施することが適当である。

これら3つの方策のうち、

- ・ 「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」については、損害保険業界において、平成26年度中に、木造建物に関して本方策を実施するためのツール整備を行い、平成27年度以降には木造建物以外の建物についても同様の対応を行うこととしている。
- ・ 次に、「モバイル端末による現場立会調査方式の新設」については、損害保険業界において、既に平成26年4月にシステム開発に着手しており、平成26年度中に各損害保険会社で使用可能な状態になっている。
- ・ 最後に、「電話ヒアリングによる方式の新設」については、損害保険業界において、木造建物のうち在来軸組工法の建物に関して本方策を実施するためのツール整備を実施しており、実務面の詰めを行っているところである。

損害保険業界に対しては、

- ・ 「損害状況申告（自己申告）方式の拡大」について、木造建物以外の建物に関する適用に向けて、速やかに具体的な検討を進めるとともに、
- ・ 「電話ヒアリングによる方式の新設」について、木造建物のうち在来軸組工法の建物に関して、実務への適用に向けた準備を速やかに進めることを求めたい。

なお、3つの方策とは別に、写真判定等の技術革新によりさらに損害査定を迅速化できる余地はあると考えられるので、新しい技術や手法を取り入れていく検討を損害保険業界において継続的に行っていくことが望ましい。

(2) 立会調査の業界共同取組

①課題の概要

現在は、損害保険会社各社（以下「各社」。）が自社の保険契約者に関して損害査定を行い、保険金を支払っているが、大震災が発生した場合には、他の損害保険会社との協力や情報の共有などの連携体制をとることで、全体としての保険金支払いの進捗がより迅速になる可能性がある。

具体的には、被災地において業界横断的に立会調査を行う共同取組拠点を組織し、割り振られた地域の地震保険契約に関して、契約保険会社がどこであるかに関わらず立会調査を実施する仕組み（以下「立会調査の業界共同取組」。）が考えられる。これについても損害保険業界から検討内容を聴取し、議論した。

②立会調査の業界共同取組の効果や課題

今回の会合において、「立会調査の業界共同取組」を実施した場合の迅速性の定量効果を確認したところ、東日本大震災をもとに算出した場合には、大手社以外の損害保険会社の保険金支払いの迅速化に効果があるとの結果であった。

また、その実施に必要な損害保険業界共通のシステムを構築・運用するための費用に関して、類似の業界共通のシステムの開発費用などに基づき算出して確認したところ、地震保険料に与える影響は比較的軽微であるという結果であった。

また、モバイル端末や保険会社全社の契約データベースの活用などにより、「立会調査の業界共同取組」の実施が容易になる可能性もある。

加えて、前述の定量効果には表れないが、首都直下地震等では、大手社か大手社以外かにかかわらず損害保険会社の店舗が使用不能となることや、本社機能が失われるといった事態が発生することによって、立会調査が継続不可または遅延することとなった場合のセーフティネットとしての効果が期待できるなど、首都直下地震等では東日本大震災とは異なった効果が生じる可能性がある。

このほかに、業界共同で立会調査に取り組むことにより、損害査定の公平性や適切性が高まる効果が生じることが期待できる。

他方で、その実施には、以下のとおり解決すべき課題がある。

- ・ 各社が受けた事故受付の内容の共同取組拠点への集約や、共同取組拠点による立会調査結果を各社へ還元するために用いる業界共通のシステムに関する構築や運用にかかるコストを精査する必要がある。
- ・ 大震災が発生し「立会調査の業界共同取組」を実施する場合には、①共同取組拠点を立ち上げ、②共同取組拠点による立会調査を実施した上で、保険金を

支払うこととなる。このうち、②の立会調査の実施については、東日本大震災をもとに算出すると大手社以外の損害保険会社の保険金支払いの迅速化に効果があるとの結果となったが、①については、共同取組拠点態勢の検討や共同取組拠点の立ち上げには、各社の被害状況の調査や合意形成が必要であるため、各社取組の場合よりも時間を要する。

- ・ 共同取組拠点を設置するなか、代理店との連携をどのように進めていくか、各社独自の立会調査態勢との両立・連携をどのように進めていくか。

③今後の方向性

「立会調査の業界共同取組」の実施には、前述のとおり大手社以外の保険金支払いの迅速化やセーフティネットとしての効果等があると考えられる。一方で、実施に際しては以下のとおり、克服すべき課題がある。

- ・ あらかじめ首都直下地震等を想定して共同取組拠点に関する実施要領（ガイドライン）を策定することにより、共同取組拠点での調査開始までの所要日数を短縮できると考えられるが、事前に具体的なガイドラインを策定することにより、どの程度所要日数を短縮できるのか。
- ・ 各社が行う立会調査では、代理店が保険契約者との連絡窓口となり、迅速かつ効率的な損害査定の実施に役割を果たしているケースもある。「立会調査の業界共同取組」を実施する場合、想定されるシナリオにおいて、このように代理店が役割を果たしうるケースに、共同取組拠点が代理店とどのように連携するか、連携がどの程度効果的に行えるか。
- ・ 「立会調査の業界共同取組」によらない「地震火災費用保険金」「企業向け地震保険」「トラブル・再立会事案」などの各社独自の立会調査態勢との両立をどのように図っていくか。

このほかにも、今後、具体的な実務面の検討を進めていく中で、また、首都直下地震等を想定した検討を進めていく中で、新たに克服すべき課題が生じる可能性がある。

したがって、損害保険業界においては、（各社による取組を原則としつつも、）大震災発生時のオプションとして、「立会調査の業界共同取組」にかかわる複数の課題の克服に向け、実務面を含めた検討を進めつつ、新たに生じた課題を含めて整理・解決し、実現可能な取組の範囲や方法を定めて、システム開発の要件具体化を行うなど、作業工程（ロードマップ）を設けて、実現に向けて取り組むことを求める。

なお、損害保険業界においては、どのような大震災が発生した場合に「立会調査の業界共同取組」を実施するのか、具体的にどのように実施するのか等という点についても、ガイドラインを策定する中で合わせて検討を進めていくことを求める。

(3) その他

今般の損害査定の迅速化を巡る検討を進める中で、東日本大震災においては、大手社と大手社以外との間で支払進捗率に差があることが明らかになったが、地震保険は国の信用力をバックに成り立つ公的な仕組みであり、損害保険会社によって損害査定の迅速性に差が生じることは望ましくない。したがって、各社の支払進捗率の均質化を図ることが必要である。

そのため、損害保険業界においては、①建築事務所の連絡先の取りまとめ、建築士関連団体への働きかけなどを行うことで、業界全体の鑑定人や建築士の確保に努めることや、②今まで以上に各社社員への教育に取り組んでいくことについて、対応を求めたい。

この他、GIS（地理情報システム）などの新たなシステムを活用し、「地域全損一括認定」の迅速化に取り組むべく検討を進めることを求めたい。

II. マンション付属物の損害査定

(地震保険PT報告書での整理)

地震保険においては、迅速性の観点から、主要構造部を対象として損害査定が行われている。マンション等は主要構造部が頑丈なため損害が生じにくいのに対し、ライフラインやエレベーター等の付属物に損害が生じると居住継続が困難になるという特性がある。

マンション等についてのみライフライン等を査定対象に加えると、戸建住宅との公平性が問題となる。他方、戸建住宅のライフライン等を査定対象に加えれば、査定の迅速性に甚大な影響を及ぼすと予想される。したがって、ライフライン等の付属物を査定対象に加えることについては慎重であるべきと考える。

ただし、例えば、高層マンションのエレベーターは戸建住宅にはないマンション等に固有のものと考えられる。そのようなマンション等に固有のもの認められる付属物に限り、査定対象に加えることも考えられる。戸建住宅との公平性や査定の迅速性に配慮しつつ、適切な検討がなされることを期待する。

(地震保険PTフォローアップ会合第3回会合の座長総括での整理)

3. 実施の有無を含めて検討中の課題

(マンションの付属物の損害査定)

- エレベーター等のマンションの付属設備を損害査定の対象とする場合には、損害認定に時間を要するため、現時点では迅速な保険支払いは困難と考えられるが、引き続き、主に以下の事項に係る実態把握や検討が必要。
 - ①主要構造部の損害と付属設備の損害の発生状況に係る実態把握。
 - ②付属設備の査定を行える調査人の確保。
 - ③保険金の仮払いの可能性を含めて、契約者への迅速な保険金支払いの維持。
 - ④マンション固有のリスクをカバーする特約を検討する必要があるのではないか。

1. マンション付属物を査定対象に追加することの要否について

(1) マンション付属物を査定対象に追加する必要性

地震保険金額は付属物を含む建物全体の価額を基に設定されており、その地震保険金額に基づいて保険金が支払われる。

そのため、付属物に損害が生じている場合には主要構造部にも損害が生じているという相関関係があれば、主要構造物の損害にともない支払われる地震保険金を付属物の被害の修理費に充てることができる。

したがって、損害保険業界において、主要構造部の損害とマンション付属物（エレベーター、水槽。以下同じ。）の損害に相関関係があるかどうかを調査したところ、以下のとおりであった。

- ① 調査した範囲では、付属物に損害があった全てのマンションで地震保険金が支払われており、「付属物に損害が発生している」建物は「主要構造部の損害が発生している」という相関関係があることが確認された。
- ② また、東日本大震災におけるマンションのエレベーターの損害の発生状況や主要構造部の損害の発生状況、マンション共用部分の保険金支払状況や調査対象となったマンションにおけるエレベーターの損害の発生状況などを調査した結果、主要構造部に損害はなくエレベーターのみに損害が発生している事例は確認できなかった。

上記調査の結果を踏まえると、主要構造部の損害とマンション付属物の損害との間には相当程度の相関関係があると考えられる。

さらに、マンション付属物については、過去の大きな地震を契機に耐震基準が段階的に強化されてきており、マンション付属物の損傷は生じにくくなっていることも確認できた。

したがって、マンション付属物を査定対象に追加する（査定着目点とする）必要性は低いと考えられる。

(注) 損害保険業界による調査結果

・ 仙台市周辺のマンションについて

損害保険業界が、東日本大震災時のマンション付属物の損害実態を把握するため、仙台市周辺のマンションを対象にアンケートを実施した結果、付属物に損害があったとの回答があったマンションは少数にとどまった。

また、付属物に損害があった全てのマンションで地震保険金が支払われており、「付属物に損害が発生している」建物は「主要構造部の損害が発生している」という相関関係があることが確認されている。

・ 東京都内の超高層マンションについて

東日本大震災において損害保険会社各社が損害査定を実施した都内の超高層マン

ションを抽出し、その査定結果を確認したところ、保険金支払対象となる損害が発生していなかった建物を含め、エレベーターに損害が発生している建物は確認できなかった。

(2) マンション付属物を査定対象に追加する問題点

前述のとおり、マンション付属物を査定対象に追加する必要性は低いと考えられるが、仮に査定対象に追加する場合には、次の問題点も生じると考えられる。

はじめに、戸建住宅の付属物やマンションのエレベーター・水槽以外の付属物を査定対象としないことについて、消費者の不公平感が従来よりも増大する可能性がある。

次に、こうした不公平感が増大する懸念に対応するために、戸建住宅の付属物やマンションのエレベーター・水槽以外の付属物をも査定対象に追加する場合には、査定基準が複雑化し、また、全件に査定ロードが上乘せされることになるため、損害査定の迅速性などに大きな影響を及ぼす結果となるおそれがある。

(注) 地震保険制度における損害査定の考え方

- ・ 「被災者の生活の安定に寄与する」という地震保険に関する法律の趣旨を踏まえれば、被災者の納得感を維持しつつ、保険金が迅速かつ公平に支払われることが求められる。
- ・ 保険金の迅速な支払いを確保する要請から、大規模地震が発生した場合には、短期間に査定を行うべく調査人を大量に動員することとなる。そのため、査定経験の浅い損害保険会社の社員等でも一定の研修を受ければ迅速かつ適切な査定を行うことができるよう、建物の外観上で判断でき、かつ建物の構造や形態による差異のない主要構造部を着目点とし、簡易に損害割合を求めることができる損害認定基準としている。
- ・ 保険金の公平な支払いを確保する要請から、建物の構造や形態によって異なる部位を査定着目点とした場合は公平な損害割合を算出できなくなるおそれがあることから、全ての建物に普遍的に存在する主要構造部を査定着目点と定めている。

(3) マンション付属物の損害を補償する特約を設ける場合の問題点

主要構造部の損害とマンション付属物の損害との間には相当程度の相関関係があると考えられることから、マンション付属物の損害を特約として補償する必要性は低いと考えられる。

さらに、特約を設ける場合には、料率算出・引受事務の複雑化などの課題解決が必須である。あわせて保険金支払漏れ防止のためのオペレーション確保や他の付属物の補償ニーズへの対応などの課題が生じる。

(4) 今後の方向性

損害保険業界が行った現時点における調査結果をもとに本会合で議論した結果、調査結果等を踏まえれば、主要構造部の損害とマンション付属物の損害との間には

相当程度の相関関係が見られることから、損害査定迅速性・公平性の観点から主要構造部を査定着目点とする現行の仕組みを見直して、マンション付属物を査定対象に追加する必要はない、という意見に集約された。

なお、議論の過程において、住居の割合から見るとマンション居住者もかなり存在する中で、戸建住宅とマンション（共同住宅）を同じ「建物」としている現在の地震保険の体系をそのまま続けていくべきなのかどうか疑問を持っているという意見もあった。

2. マンション付属物が査定対象ではないことの消費者への周知について

今回の会合での議論を踏まえ、損害保険業界は、地震保険ではマンション付属物は補償されない等の消費者の誤解や不安を招かないように、マンション付属物が査定対象ではないという事実やその理由を、わかりやすく丁寧に説明する必要がある。

加えて、損害保険業界においては、代理店がマンション管理組合にマンション共用部分の地震保険の加入を勧める際にこうした内容を説明するように、代理店に対する教育を進めることを求める。

消費者へのわかりやすい説明については、例えば、以下の内容を募集時及び保険金支払い時のチラシ等の注意喚起文言に追加して要点を説明することが考えられる。

- ・ 建物の保険金額には、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物の金額も含まれており、保険金はこの保険金額をもとにお支払しています。
 - ・ 一方、損害査定においては、大震災発生時においても保険金を迅速・的確・公平にお支払するため、主要構造部^{*}に着目して建物全体の損害を認定します。
- ※基礎・柱・壁・屋根など建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。
- ・ したがって、主要構造部の損傷状況が一部損に至らない場合や門、塀、垣、エレベーター、給排水設備など主要構造部以外の付属設備のみが損傷した場合などは、保険金は支払われません。
 - ・ なお、エレベーターの損害と主要構造部の損害には相当程度の相関関係が認められており、地震によりエレベーターが損傷した場合には、建物の主要構造部に損害が発生している可能性が高いと考えられます。
- エレベーターが損傷した場合には、加入保険会社や代理店にその旨ご申告いただければ、後日、保険会社の調査人が立会のうえ、主要構造部の損傷状況を確認させていただきます。

あわせて、主要構造部の損害とマンション付属物の損害との間の相関関係やエレベーターの耐震設計などの技術的知見について、必要に応じて代理店から丁寧に説明するよう、代理店研修等の教育体制を整えることが考えられる。

Ⅲ. 損害区分の細分化

(地震保険PT報告書での整理)

地震保険においては、膨大な件数の損害査定を迅速に処理するため、地震による損害を全損（主要構造部の損壊割合 50%以上）、半損（同 20%以上 50%未満）、一部損（同 3%以上 20%未満）の3つに大括りにして、全損は保険金額の全額、半損は50%、一部損は5%を支払うこととしている。その結果、僅かな損壊割合の差で保険金に大きな格差がつくことがあり、保険契約者の不満の原因になっているとの指摘もある。このため、保険金支払割合の格差縮小を図る方策について検討を行った。

(損害区分の細分化)

保険金支払割合の格差縮小を図るためには、現行の3区分を細分化し、例えば4区分とすることが考えられる。しかし、損害査定の迅速性の観点から現行3区分に大括りしており、その細分化が迅速性に及ぼす影響が懸念される。特に、件数の膨大な一部損部分に新たな区分を設けることは迅速性を大いに損なうので適当ではないと考えられる(図4参照)。また、保険契約者の不満は、損害区分の境界周辺で多く発生すると考えられるので、境界が増えると却って不満も増加しかねない。さらに、境界周辺の損害は上位区分に認定されがちではないかと考えられ、区分の増加は保険金支払額の増加を招き、強靱性を損なう恐れもある。

損害区分を細分化することについては、その実効性を確保するために、まずは、これらの課題について克服可能かどうか見極めることが先決である。そのうち損害査定の迅速性については、具体的な対策として、後に損害査定方法の見直しにおいて述べる、首都直下地震等の巨大地震にも対応できる特別な査定方法（オプション）などが挙げられる。このような手法が実施できれば、細分化に伴う査定の迅速性等の課題を克服できる可能性が開けるものと期待できる。

(地震保険PTフォローアップ会合第3回会合の座長総括での整理)

3. 実施の有無を含めて検討中の課題

(商品性の向上)

- 商品性の向上の一つとしては「損害区分の細分化」がある。特に半損を2つに分けるかどうかという検討課題があったが、その要否や内容については、はじめに「損害査定の簡素化」の実現性と具体的手法の検討状況を踏まえるものとする。
- 損害査定の簡素化に向けて実効性のある方法が確立すれば次に商品性の向上につなげていく。

1. 損害区分の細分化の要否について

本会合においては、はじめに、保険金支払割合の格差縮小を図る方策としての損害区分の細分化について、損害保険業界より、その課題や対応等について聴取し、その要否について議論した。

(1) 克服すべき課題及び対応

損害区分の細分化にあたっては、以下の克服すべき課題がある。

①損害査定の迅速性への影響

現行の損害区分は損害査定の迅速性の観点から3区分に大括りしており、損害区分の細分化が損害査定の迅速性に及ぼす影響が懸念される。

②不満の増加

保険契約者の不満は、損害区分の境界周辺で多く発生すると考えられるので、損害区分の境界が増えると却って不満も増加しかねない。

③強靱性

損害区分の境界周辺の損害は上位区分に認定されがちではないかと考えられ、損害区分の細分化は、保険金支払額の増加により、強靱性を損なうおそれもある。

④新旧制度の併存

損害区分を細分化すると、最長5年間、損害区分が3区分の契約と、新たな4区分の契約とが混在することになり、保険契約者にとって分かりにくい状態となる。

したがって、損害保険業界より、これらの4点の課題への対応に関する検討状況の報告を受けて、損害区分の細分化の実効性が確保できるか否かについて議論した。

損害保険業界からは、これらの課題に関して、以下の検討結果の報告があった。

- ① 「損害査定の迅速性への影響」の課題については、損害査定の簡素化を実施すれば、損害区分を細分化したとしても、損害査定の迅速性は確保できるという試算結果となっている。この結果を踏まえれば、損害区分の細分化による「損害査定の迅速性への影響」は吸収できると考えられる。
- ② 「不満の増加」の課題については、損害保険業界において、特に損害区分の境界周辺の損害に関して、保険契約者に丁寧に説明等を実施することで、理解を得ることが可能である。
- ③ 「強靱性」の課題については、損害保険業界において、従来から、境界周辺の損害か境界周辺以外の損害かにかかわらず、適正に損害査定を実施しており、引き続き適正な損害査定を行なうことで、強靱性が損なわれないように対応する。
- ④ 「新旧制度の併存」の課題については、過去に新旧改定内容が併存した際にも事前の保険契約者への十分な周知により大きな混乱は生じておらず、損害区分の細分化を実施する場合においても、保険契約者への説明に関する社員・代理店等への教育や保険契約者への十分な周知等を確実に実施することで保険契約者の理解を得ることが可能である。

(2) 今後の方向性

損害保険業界からの報告を踏まえ、今回の会合で議論した結果、損害区分の細分化を実施した場合に生じる課題については、損害保険業界において、前述のとおり

対応することにより克服可能であり、「半損」を分割して損害区分を4区分に細分化すべきという結論になった。

2. 損害区分の細分化の具体的な内容について

前述のとおり、保険金支払割合の格差縮小を図るために、「半損」を分割して損害区分を4区分にすべきという結論となったが、具体的な「半損」の分割案については、損害査定迅速性への影響や地震保険料率への影響等も踏まえて検討していく必要がある。

特に、平成26年12月に文部科学省の地震調査研究推進本部（以下「地震本部」。）が新たな「確率論的地震動予測地図」（以下「予測地図」。）を公表し、震源モデルの更新などにより、地震保険料率の大幅な引上げが必要となるなかで、保険契約者の負担増を抑制するという観点も考慮した検討が必要である。

（注）地震保険料率は、地震本部が作成する予測地図の震源モデルを基に算出されている。

上記を踏まえ、第4回の会合で座長から損害保険業界に対し要請のあった損害区分の細分化案として考えられる3案（別添を参照）及びこれらの案の比較に関して、損害保険業界からの報告を受けて、議論した。

損害保険業界から報告のあった細分化案は以下のとおりである。

（1）損害割合

現行の「半損」（建物の主要構造部の損害割合が20%以上50%未満等）をどの損害割合で分割するかについては、

- ・ 建物の主要構造部の損害割合を30%で分割する等の案（案①）、
- ・ 建物の主要構造部の損害割合を35%で分割する等の案（案②）、
- ・ 建物の主要構造部の損害割合を40%で分割する等の案（案③）、

という3案が考えられるとの報告があった。

（注）「床面積の焼失・流失割合」や「家財の損害割合」に関してどの割合で分割するかという案については、別添を参照。

（2）保険金支払割合

「半損」分割後の保険金支払割合については、損害保険業界より、

- ・ 現行の「半損（保険金支払割合50%）のうち損害割合が大きい部分」（大半損）の保険金支払割合を60%に引き上げ、「全損（保険金支払割合100%）」と「半損」の間の保険金支払格差を現行の2倍から縮小させるとともに、より深刻な被害を被った保険契約者に対する補償を充実させること、
- ・ 「半損のうち損害割合が小さい部分」（小半損）の保険金支払割合を30%に引き下げ、「一部損（保険金支払割合5%）」との保険金支払割合の格差を現行の10倍

から6倍に縮小させること、
が考えられるとの報告があった。

(3) 細分化案の比較

損害保険業界より、これらの3案を比較した結果について以下の報告があった。

- ・ 「損害査定の迅速性への影響」という面では、損害割合が大きいほど損害査定の対象件数は少なくなると推測されることから、損害割合が大きいところで「半損」を分割した方が区分境界の対象件数が少なくなる。したがって、建物の主要構造部の損害割合がより大きいところで「半損」を分割する案③が、「損害査定の迅速性への影響」が最も小さくなる。
- ・ 案③は、「半損」の切れ目となる損害割合が、国の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（罹災証明の基準）の半壊及び大規模半壊の切れ目となる割合と同様であり、罹災証明書を損害査定の参考資料として引き続き活用できる。
- ・ 3案ともに、保険金支払割合を60%に引き上げ、より深刻な被害を被った保険契約者に対する補償を充実させるとともに、「半損のうち損害割合が小さい部分」（小半損）の保険金支払割合を30%に引き下げることにより、「一部損」と「半損」の間の保険金支払割合の格差を現行の10倍から縮小させるものとなっている。

その上、案③は他の2案と比較すると、地震本部が公表した予測地図の震源モデルの更新などにより地震保険料率の大幅な引上げが必要となるなかで、地震保険料率の引上げ幅を抑制する効果が最も大きくなる。

(注) 損害保険料率算出機構が新たな予測地図の震源モデルを基に地震保険料率を検証したところ、全国平均で28%の引上げが必要となる。このうち、地震保険料率の引上げ幅を最も抑制できる案③を実施すると、全国平均の引上げ幅は19%に抑えることが可能となる。

(4) 今後の方向性

① 損害区分の見直しの考え方

今回の会合で議論した結果、損害の実態に照らした損害区分とすることが保険契約者にとって望ましいという意見や、建物の耐震性能の向上等により「全損」の損害が生じにくくなっていることを踏まえると、「半損」の保険金支払割合をきめ細かくした方がよいという意見に集約された。

したがって、「半損のうち損害割合が大きい部分」（大半損）の保険金支払割合を引き上げる一方で、「半損のうち損害割合が小さい部分」（小半損）の保険金支払割合を引き下げること、損害の実態に照らした保険金支払割合に近づけつつ、「全損」と「半損」、「一部損」と「半損」の間の保険金支払割合の格差縮小を図ることが適当である。

② 損害割合

案③の分割案が、「損害査定の迅速性への影響」が最も小さく、さらに、国の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（罹災証明の基準）の半壊及び大規模半壊の切れ目となる割合と同様であり、罹災証明書を損害査定の参考資料として引き続き活用できることから、望ましいという結論となった。

③保険金支払割合

前述の考え方のおり、「半損のうち損害割合が大きい部分」（大半損）の保険金支払割合を引き上げる一方で、「半損のうち損害割合が小さい部分」（小半損）の保険金支払割合を引き下げることで、損害の実態に照らした保険金支払割合に近づけることが適当である。

具体的には、「半損のうち損害割合が大きい部分」（大半損）の保険金支払割合を60%に引き上げ、「全損」と「半損」の保険金支払割合の格差を縮小させつつ、より深刻な被害を被った保険契約者に対する補償を充実させることが適当である。

他方で、「半損のうち損害割合が小さい部分」（小半損）の保険金支払割合については、「一部損」と「半損」の間の保険金支払割合の格差縮小を図るほか、今般、地震保険料率の大幅な引上げが必要となるなかでの保険契約者の負担増を抑制すること、全体のリスク量を抑制することにより地震保険制度の強靱性を確保することを踏まえると、30%に引き下げることが適当である。

（注1）「半損」分割後の保険金支払割合について

建物の主要構造部が50%損害を受ける場合には、その他の部分にも相当の損害が出ているのが実情であり、建物全体では80%以上の損害が生じると考えられ、制度上もこのような考え方をとっている。

また、損害保険業界が過去に実施した試算では「建物全体の損害割合」は「建物の主要構造部の損害割合」の約1.5～1.6倍になるとされている。

たとえば、家財の「半損」の損害割合（30%以上 80%未満）についても、「主要構造部の損害割合（20%以上 50%未満）」から推計される「建物全体の損害割合（30～80%）」（20%以上 50%未満の約1.5～1.6倍）と同様に設定されており、制度上も上記の考え方と整合性がとられている。

今回の「半損」の分割案のうち案③では、「建物の主要構造部の損害割合」が20%以上 40%未満（すなわち「建物全体の損害割合」が30%以上 60%未満）の場合（小半損）の保険金支払割合を30%とし、「建物の主要構造部の損害割合」が40%以上 50%未満（すなわち「建物全体の損害割合」が60%以上 80%未満）の場合（大半損）の保険金支払割合を60%としており、保険金支払割合が、より実際の損害状況に応じたものとなっている。

（注2）案③は、「半損」となる床面積の焼失・流失割合（20%以上 70%未満）を過半の50%で分割し、「半損」となる家財の損害割合（30%以上 80%未満）を60%で分割する案である。

IV. 地震保険料率

(地震保険PT報告書での整理)

(1) 等区分

(料率格差のあり方)

地震保険料率については、震源への近接性等、リスクに応じて都道府県を現行、4つの等地(同一保険料率のグループ)に区分して料率格差を設けている。(略)

東日本大震災をはじめ、近年、保険料率の低い等地で大きな被害の地震が頻発しており、短期的に見れば、等区分は被害の実態と必ずしも合致していない。震源モデルの精度に限界がある中、料率格差のみ精緻にしても合理性に欠ける。また、現在、最大3倍以上ある料率格差が、南海トラフの再評価により、さらに拡大する可能性がある。しかし、社会的「連帯」の仕組みとしての役割も期待される地震保険において、極端な料率格差は適当ではない。これらのことから、今回の料率改定にあたっては、料率格差については、合理的な説明のつく範囲で平準化を図る方向で見直すべきである。ただし、この料率格差の平準化は、耐震割引など耐震化への誘因づけや地震保険への加入促進と一体的に考える必要がある。

(等区分の統合)

(略) 地震保険では、保険料率の急激な上昇を避けるため、上昇率30%を上限とする激変緩和措置が取られており、区分統合に伴う料率上昇が上限にかかると統合後の区分の料率そのまま適用できず、意図したとおりに区分数を減らせない可能性がある。また、等地本来の保険料率と異なる料率が適用される都道府県が増えれば、料率体系がわかりにくくなり、保険料率の持つリスク情報伝達機能が低下するという問題が生じることに留意しなければならない。(略)

(2) 立地割増・立地割引

(略) 津波等のリスクの高い地域から安全な地域へと人々を誘導し、地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図るためには、立地リスクの相違をできる限り保険料率に反映させることが適当である。このような観点からは、立地リスクの特に高い地域を対象とした立地割増や特に低い地域を対象とした立地割引の制度を導入することが考えられる。(略)

立地割増や立地割引の導入については、立地による料率格差について保険契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるか、という点も含め、今後の課題として引き続き議論していく必要があるものとする。

(3) 耐震割引

(割引率の見直し)

(略) 首都直下地震や南海トラフの巨大地震が懸念される中、震災発生時の被害を最小限に抑制するためには、地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図

ることが重要である。耐震割引については、耐震化促進に資するよう、もっとめりはりを効かせたものにすべきである。耐震等級割引や免震建築物割引については、耐震性を的確に反映させ、割引率を拡大させる方向で見直すことが適当である。(略)

(地震保険PTフォローアップ会合第3回会合の座長総括での整理)

3. 実施の有無を含めて検討中の課題

(立地割増・立地割引)

- 津波等のリスクの高い地域から安全な地域へと人々を誘導するなど、リスクコントロール機能の向上を図る観点からも立地割増・立地割引についての検討が必要。

本件については、損害保険料率算出機構が平成26年度から2年間をかけて「リスク算出の信頼性に関する研究」を実施する予定であり、まずはその研究成果を見極めることとなる。その上で実行の有無を検討。

地震保険料率については、地震保険PT報告書において、等区分、立地割増・立地割引、耐震割引に関する課題を整理し、これを踏まえて平成26年7月の地震保険料率の改定が実施されている。

損害保険料率算出機構から、平成26年12月に地震本部が公表した新たな予測地図を基に検証を行った結果、地震保険料率の大幅な引上げが必要との報告がなされたため、地震保険料率の改定に際して留意すべき事項や残された課題について議論した。

地震保険料率は、損害保険料率算出機構が算出し、同機構からの届出を受けて金融庁が審査する枠組みとなっている。今回の料率改定においても、地震保険PT報告書の整理や今回の議論を踏まえて、両者において適切に検討、実施していくことが求められる。

(1) 震源モデルの更新などによる地震保険料率への影響

損害保険料率算出機構より、予測地図の震源モデルの更新などを基に地震保険料率を検証したところ、現行の損害区分を前提にすると全国平均で28%の引上げが必要になるという結果となったとの報告があった。他方、損害区分の細分化に関して案③を実施すると、地震保険料率の引上げ幅は全国平均で19%に抑制されるという結果が示された。

(2) 今回の地震保険料率の改定

地震保険料率は、保険数理上は地震被害のリスクを速やかにかつ適切に反映させることが望ましい。また、地震保険制度の強靱性の観点から地震保険料率の引上げは1回で行うことが望ましいという指摘や、地震保険制度や地震保険料率は可能な限りシンプルなものとするべきとの指摘もある。

一方で、平成26年7月に地震保険料率を全国平均で15.5%引き上げたばかりで

あるなか、今回の引上げ幅は、損害区分の細分化を実施した場合でもそれを上回るものであり、保険契約者の負担感が高まることが懸念される。そこで、地震保険の加入率確保の観点から、保険契約者の理解を得られるよう、複数段階に分けて地震保険料率を引き上げることも考えられる。

今回の料率改定の理由や、複数段階に分けて引き上げる場合にはその趣旨などについて、保険契約者や消費者に対し、損害保険業界からわかりやすく丁寧に説明することが求められる。

(3) 複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合の留意点

仮に複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合には、以下のような問題に留意が必要である。

- ① 保険数理上妥当とされる地震保険料率の水準に引き上げるまでの間は、予想される地震被害の危険度（1年当たりの支払保険金の期待値）に対して保険料収入が不足する（アンカバ一部分が発生する）。このような状態が長期間続く場合には、地震保険制度の強靭性を損なうリスクがある。
- ② 長期的に地震保険制度の収支相償を確保するためには、少なくとも、保険料収入が不足する部分について、後年度に地震保険料率に上乘せする形で解消することが必要となる。上乘せ後の新規契約者には地震保険に加入する前のアンカバ一部分の負担を求めることになるが、保険数理上妥当とされる地震保険料率の水準に引き上げるまでの期間が長期にわたる場合には、アンカバ一部分の負担が大きくなり、その結果、料率上乘せを行う期間も長期間に及ぶことになるため、保険契約者間の不公平感が増すおそれがある。
- ③ 地震保険料率を引き上げる回数を多くすると、地震保険料率の引上げが長期間継続することになり、保険契約者や消費者の地震保険制度や地震保険料率に対する信頼性を損なうおそれがある。

(4) 等地内格差に関する留意点

現行の地震保険料率は、地震被害のリスクに応じて都道府県を3つの等地（同一保険料率のグループ）に区分して料率格差を設けているが、これまでは地震保険料率の大幅な上昇を避けるために、都道府県毎に上昇率30%を上限とする激変緩和措置を設けてきたことから、同じ等地内でも複数の地震保険料率を適用しているところである。

今回の改定の結果、等地本来の地震保険料率と異なる料率が適用される都道府県が更に増えることになれば、地震保険PT報告書にあるとおり、料率体系が益々わかりにくくなるとともに、地震保険料率が持つリスク情報伝達機能の信頼性が損なわれるおそれもある。また、激変緩和措置により保険料収入の減収分が生じることが、他地域の地震保険料率の水準に影響していることにも留意が必要である。

よって、今回の地震保険料率の最終改定時には、同一等地内で適用される地震保険料率の数が現在よりも増えることがないように（すなわち「等地内格差」が拡大

しないように)、激変緩和措置の見直しを検討することが求められる。

さらに将来的には、同一等地内で適用される地震保険料率の数を現在よりも減少させていく（すなわち「等地内格差」を縮小させていく）方向性も念頭に検討することが求められる。

（５）地震保険料率に関して残された課題

①等地間格差

等地間の料率格差（以下「等地間格差」。）については、これまで等区分の統合等を通じて対応してきたが、予測地図の見直し等を地震保険料率に反映させることを通じて拡大する可能性がある。

料率格差の取扱いについては、地震保険PT報告書において、以下のように整理されている。

- ・ 地震保険料率については、震源への近接性等、リスクに応じて都道府県を等地に区分して料率格差を設けている。
- ・ 地震保険料率の低い等地で大きな被害の地震が頻発しており、短期的に見れば、等区分は被害の実態と必ずしも合致していない。震源モデルの精度に限界がある中、料率格差のみ精緻にしても合理性に欠ける。
- ・ 社会的「連帯」の仕組みとしての役割も期待される地震保険において、極端な料率格差は適当ではない。
- ・ 料率格差については、合理的な説明のつく範囲で平準化を図る方向で見直すべきである。ただし、この料率格差の平準化は、耐震割引など耐震化への誘因づけや地震保険への加入促進と一体的に考える必要がある。

一方、大震災のリスクは超長期において平準化される特性を持ち、保険契約者の加入期間とは必ずしも合致しないことから、極端な料率格差は望ましくないとの指摘もある。

耐震割引の取扱いについては、平成26年7月の地震保険料率の改定時に、耐震化のインセンティブ強化を図るため割引率を最大50%に拡大したところであり、地震保険料率の高い等地に所在する契約であっても、耐震化を進めて、耐震割引が適用されれば、地震保険料率の低い等地に所在する契約との料率格差は是正される。

また、後述する「立地割増・立地割引」が実施できる場合には、地震保険料率の高い等地に所在する契約であっても、立地によるリスクが低い土地に所在する場合には、地震保険料が割り引かれることで、料率格差が縮小することになる。

したがって、本件については、表面的な「等地間格差」だけでなく、耐震割引の仕組みなども踏まえて、検討していく必要がある。

②立地割増・立地割引

地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図るためには、沿岸部におけ

る津波リスク等の立地によるリスクを地震保険料率に反映させることが望ましい。ただし、立地による料率格差について保険契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるかということが課題となっている。

また、この課題については、今後とも予測地図の震源モデルの更新などにより地震保険料率の改定が考えられるなかで、地震保険料率のメリハリを利かせる観点からも検討が必要である。

本件については、損害保険料率算出機構が平成 26 年度から 2 年間をかけて、「リスク算出の信頼性に関する研究」を実施しており、その結果を踏まえて、実施の可否について検討する必要がある。

損害区分細分化(イメージ)

日本損害保険協会
平成27年6月3日提出資料

別添

		現行(3区分)			4区分案①(建物の半損を30%で分割) ※2012.5.25 第2回PT提示(建物)				4区分案②(建物の半損を35%で分割)				4区分案③(建物の半損を40%で分割)						
		一部損	半損	全損	一部損	小半損	大半損	全損	一部損	小半損	大半損	全損	一部損	小半損	大半損	全損			
区分	主要構造部の損害割合	3%以上20%未満	20%以上50%未満	50%以上	3%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上50%未満	50%以上	3%以上20%未満	20%以上35%未満	35%以上50%未満	50%以上	3%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上			
	床面積の焼失・流失割合	—	20%以上70%未満	70%以上	—	20%以上40%未満	40%以上70%未満	70%以上	—	20%以上45%未満	45%以上70%未満	70%以上	—	20%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上			
	支払割合	5%	50%	100%	5%	30%	60%	100%	5%	30%	60%	100%	5%	30%	60%	100%			
建物	区分イメージ																		
	上段: 建物主要構造部の損害割合 下段: 床面積の焼失・流失割合	3	20	50	100	3	20	30	40	50	70	100	3	20	40	50	70	100	
	区分イメージ	3	20	50	100	3	20	30	40	50	70	100	3	20	40	50	70	100	
家財	家財の損害割合※1	10%以上30%未満	30%以上80%未満	80%以上	10%以上30%未満	30%以上50%未満	50%以上80%未満	80%以上	10%以上30%未満	30%以上55%未満	55%以上80%未満	80%以上	10%以上30%未満	30%以上60%未満	60%以上80%未満	80%以上			
	支払割合	5%	50%	100%	5%	30%	60%	100%	5%	30%	60%	100%	5%	30%	60%	100%			
	区分イメージ																		
家財の損害割合	10	30	80	100	10	30	50	80	100	10	30	55	80	100	10	30	60	80	100
区分イメージ	10	30	80	100	10	30	50	80	100	10	30	55	80	100	10	30	60	80	100
料率への影響(試算値)※2	—			-0%				-4%				-9%							
比較	<ul style="list-style-type: none"> × 区分間格差縮小なし ◎ 査定迅速化への影響なし — 補償変わらず — 保険料への影響なし 			<ul style="list-style-type: none"> ◎ 区分間格差が縮小(半損・全損間も縮小) △ 査定迅速化への影響ややあり — 補償削減・補償充実双方あり — 保険料への影響ほぼなし 				<ul style="list-style-type: none"> ◎ 区分間格差が縮小(半損・全損間も縮小) △ 査定迅速化への影響ややあり(案①より影響小)*** — 補償削減・補償充実双方あり — 保険料の引下げ効果あり(ただし、その支払保険金の総額は減少する) 				<ul style="list-style-type: none"> ◎ 区分間格差が縮小(半損・全損間も縮小) ○ 査定迅速化への影響はあるが案①②より小*** — 補償削減・補償充実双方あり — 保険料の引下げ効果あり(案②より大)(ただし、その支払保険金の総額は減少する) ○ 半損の切れ目となる損害割合が、国の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(罹災証明の基準)の半壊・大規模半壊の切れ目となる割合**4と同様であり、罹災証明書を損害査定の参考資料**5として引き続き活用できる。 							

※1 家財4区分案における半損(前半)と半損(後半)の損害割合の境界は、建物の4区分案における同境界の約1.5~1.6倍に設定。(現行(3区分案)と同様)

※2 半損で支払われる金額が損害割合【(建物の主要構造部):20~50%、【家財】:30~80%)の範囲で一律に分布すると仮定した。

また、本数値は震源モデル等の各種基礎データ更新後における損害区分変更前後の料率水準の差を現行の料率水準で除した値である。

※3 損害割合が大きいほど対象件数は少なくなると推測されるため、損害割合が大きいところで半損を分割した方が、区分境界の対象件数が少なくなり、査定迅速化への悪影響は小さくなる。

※4 半壊は、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満。

大規模半壊は、半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が40%以上50%未満。

※5 地震保険の損害認定基準と、国の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、調査目的や認定方法等が異なるため、認定結果が異なる場合もある。